

枚方市議会定例会議案書  
(令和6年3月定例会)  
(追加)

目 次

議案第132号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第11号)	...	1
議案第133号	令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第1号)	...	11
議案第134号	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	...	21
議案第135号	樟葉西小学校給食調理場改修工事請負変更契約締結について	...	29
議案第136号	財産(施設ロビー等什器)の取得について	...	32
議案第137号	財産(教科書及び指導書)の取得について	...	34



令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 37,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,290,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年（2024年）3月21日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 財産収入		199,848	27,350	227,198
	(1) 財産運用収入	69,452	4,000	73,452
	(2) 財産売払収入	130,396	23,350	153,746
18. 寄附金		287,722	10,000	297,722
	(1) 寄附金	287,722	10,000	297,722
合 計		173,253,077	37,350	173,290,427

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		12,082,681	23,350	12,106,031
	(1) 総務管理費	8,651,335	23,350	8,674,685
7. 土木費		19,905,273	4,000	19,909,273
	(4) 都市計画費	16,626,636	4,000	16,630,636
11. 諸支出金		2,709,650	10,000	2,719,650
	(1) 諸 費	2,709,650	10,000	2,719,650
歳 出 合 計		173,253,077	37,350	173,290,427

第2表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	道路橋梁事務管理経費	-	8,402
合計			7,015,554	7,023,956

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 17. 財産収入	199,848	27,350	227,198		
(項) (1) 財産運用収入	69,452	4,000	73,452		
2. 利子及び配当金	16,823	4,000	20,823	2. 基金積立金利子収入	4,000
(項) (2) 財産売払収入	130,396	23,350	153,746		
1. 不動産売払収入	130,295	23,350	153,645	1. 土地売払収入	23,350
(款) 18. 寄 附 金	287,722	10,000	297,722		
(項) (1) 寄 附 金	287,722	10,000	297,722		
1. 総務関係寄附金	173,406	10,000	183,406	1. 指定寄附金	10,000
歳 入 合 計	173,253,077	37,350	173,290,427		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 基金積立金利息収入	4,000	1. 基金積立金利息収入	4,000
		(1) 枚方市駅周辺再整備推進基金	4,000
1. 土地売払収入	23,350	1. 土地売払収入	23,350
1. 指定寄附金	10,000	1. 指定寄附金	10,000
		枚方市財政のために	

## 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 2. 総 務 費	12,082,681	23,350	12,106,031	-	-	23,350	-
(項) (1) 総務管理費	8,651,335	23,350	8,674,685	-	-	23,350	-
7. 財政管理費	591,396	23,350	614,746	-	-	23,350	-
(款) 7. 土 木 費	19,905,273	4,000	19,909,273	-	-	4,000	-
(項) (4) 都市計画費	16,626,636	4,000	16,630,636	-	-	4,000	-
10. 枚方市駅周辺再 整備ビジョン推 進事業費	7,154,114	4,000	7,158,114	-	-	4,000	-
(款) 11. 諸支出金	2,709,650	10,000	2,719,650	-	-	10,000	-
(項) (1) 諸 費	2,709,650	10,000	2,719,650	-	-	10,000	-
2. 財政調整基金費	1,753,816	10,000	1,763,816	-	-	10,000	-
歳 出 合 計	173,253,077	37,350	173,290,427	-	-	37,350	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
24. 積立金 23,350	1. 基金積立金 23,350	1. 施設保全整備基金積立金 23,350 (1) 本年度積立分 23,350
24. 積立金 4,000	1. 基金積立金 4,000	1. 枚方市駅周辺再整備推進基金積立金 4,000 (1) 基金利子分 4,000
24. 積立金 10,000	1. 基金積立金 10,000	1. 財政調整基金積立金 10,000 (1) 指定寄附金分 10,000

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	23,350	23,350
(3)民生費	-	-	-	-	-	-
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	4,000	4,000
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	10,000	10,000
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	37,350	37,350
現計予算の内訳	21,435,461	31,639,857	4,044,297	7,420,551	108,712,911	173,253,077
総計	21,435,461	31,639,857	4,044,297	7,420,551	108,750,261	173,290,427
総計の構成比 (%)	12.4	18.3	2.3	4.3	62.7	100.0

令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,256,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,956,947千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）3月21日提出

枚方市長 伏見 隆



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		79,261,554	3,256,947	82,518,501
	(1) 社会福祉費	33,486,226	3,256,947	36,743,173
歳 出	合 計	155,700,000	3,256,947	158,956,947

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	35,155,720	3,256,947	38,412,667		
(項)					
(2) 国庫補助金	6,396,554	3,256,947	9,653,501		
1. 総務費国庫補助金	2,496,004	3,256,947	5,752,951	1. 総務費補助金	3,256,947
歳 入 合 計	155,700,000	3,256,947	158,956,947		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
8. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,256,947	1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,256,947

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	79,261,554	3,256,947	82,518,501	3,256,947	-	-	-
(項)							
(1) 社会福祉費	33,486,226	3,256,947	36,743,173	3,256,947	-	-	-
1. 社会福祉総務費	1,200,634	2,403	1,203,037	2,403	-	-	-
13. 定額減税補足給付金事業費	-	3,254,544	3,254,544	3,254,544	-	-	-
歳 出 合 計	155,700,000	3,256,947	158,956,947	3,256,947	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 2,403	5. 時間外勤務手当 2,403	1. 人件費 2,403 (1) 一般職員 2,403
1. 報 酬 1,121	3. 非常勤職員報酬 1,121	1. 人件費 1,129 (1) パートタイム会計年度任用職員 1,129 ア. 報 酬 1,121 イ. 共 済 費 8
4. 共 済 費 8	5. 雇用保険料 8	2. 定額減税補足給付金事業経費 3,068,000 補 3,068,000
8. 旅 費 97	1. 費用弁償 97	3. 事務経費 185,415 旅 97 消 250 通 22,030 手 8,580 委 154,308 備 150
10. 需 用 費 250	1. 消耗品費 250	
11. 役 務 費 30,610	1. 通信運搬費 22,030 4. 手 数 料 8,580	
12. 委 託 料 154,308	1. 委 託 料 154,308	
17. 備品購入費 150	1. 庁用器具費 150	
18. 負担金補助及び 交付金 3,068,000	2. 補 助 金 3,068,000	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(2,602) 1,945	2,506,451	8,458,525	7,198,427	18,163,403	3,439,091	21,602,494	
補正額	(2) -	1,121	-	2,403	3,524	8	3,532	
補正後	(2,604) 1,945	2,507,572	8,458,525	7,200,830	18,166,927	3,439,099	21,606,026	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	職 員 手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	171,240	-
地 域 手 当		891,933	-	891,933
通 勤 手 当		221,741	-	221,741
管 理 職 手 当		272,985	-	272,985
時 間 外 勤 務 手 当		353,518	2,403	355,921
夜 間 勤 務 手 当		-	-	-
特 殊 勤 務 手 当		7,071	-	7,071
宿 日 直 手 当		200	-	200
期 末 手 当		2,386,538	-	2,386,538
勤 勉 手 当		1,874,768	-	1,874,768
退 職 手 当		861,578	-	861,578
住 居 手 当		146,772	-	146,772
教 員 特 別 手 当		4,727	-	4,727
初 任 給 調 整 手 当		5,356	-	5,356
管理職員特別勤務手当		-	-	-

## (2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	2,403	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	2,403	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 2,403 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 退職手当 - 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -	

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	3,532	185,415	-	-	3,068,000	3,256,947
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	3,532	185,415	-	-	3,068,000	3,256,947
現計予算の内訳	22,527,977	31,236,685	1,973,536	6,727,714	93,234,088	155,700,000
総計	22,531,509	31,422,100	1,973,536	6,727,714	96,302,088	158,956,947
総計の構成比 (%)	14.2	19.8	1.2	4.2	60.6	100.0

議案第 134 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）3 月 21 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 職員の数の基準を見直すため。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第35条中「婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター）」に改める。

第38条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「30人」を「25人」に改め、同条第2号中「20人」を「15人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 保育士、保育従事者並びに園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の枚



方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正前の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (関係機関との連携)</p> <p>第35条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（同法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）</u>等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関</p>	<p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (関係機関との連携)</p> <p>第35条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（同法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所をいう。）</u>等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>する基準を定める条例関係]            （職員）            第20条 [略]            2 [略]            3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の園児 園児おおむね<u>25人</u>につき1人            (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 園児おおむね<u>15人</u>につき1人            (3)～(5) [略]            4・5 [略]</p>	<p>する基準を定める条例関係]            （職員）            第20条 [略]            2 [略]            3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の園児 園児おおむね<u>30人</u>につき1人            (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 園児おおむね<u>20人</u>につき1人            (3)～(5) [略]            4・5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （職員）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>	<p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （職員）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>	<p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の員数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の子ども 子どもおおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子ども 子どもおおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の員数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 満4歳以上の子ども 子どもおおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子ども 子どもおおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

議案第135号

樟葉西小学校給食調理場改修工事請負変更契約締結について

次のとおり樟葉西小学校給食調理場改修工事請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）3月21日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市片鉾本町15番7号  
株式会社昌栄工務店  
代表取締役 赤松 昌一朗
3. 工事名 樟葉西小学校給食調理場改修工事
4. 施工場所 枚方市楠葉並木1丁目11番1号
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 242,880,000円
変 更 後	金 246,149,200円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 樟葉西小学校給食調理場改修工事

2. 施工場所 枚方市楠葉並木1丁目11番1号

3. 契約金額

変更前	金	242,880,000円
変更後	金	246,149,200円
増額	金	3,269,200円

4. 工期 令和5年3月3日から令和6年5月31日まで

5. 工事概要

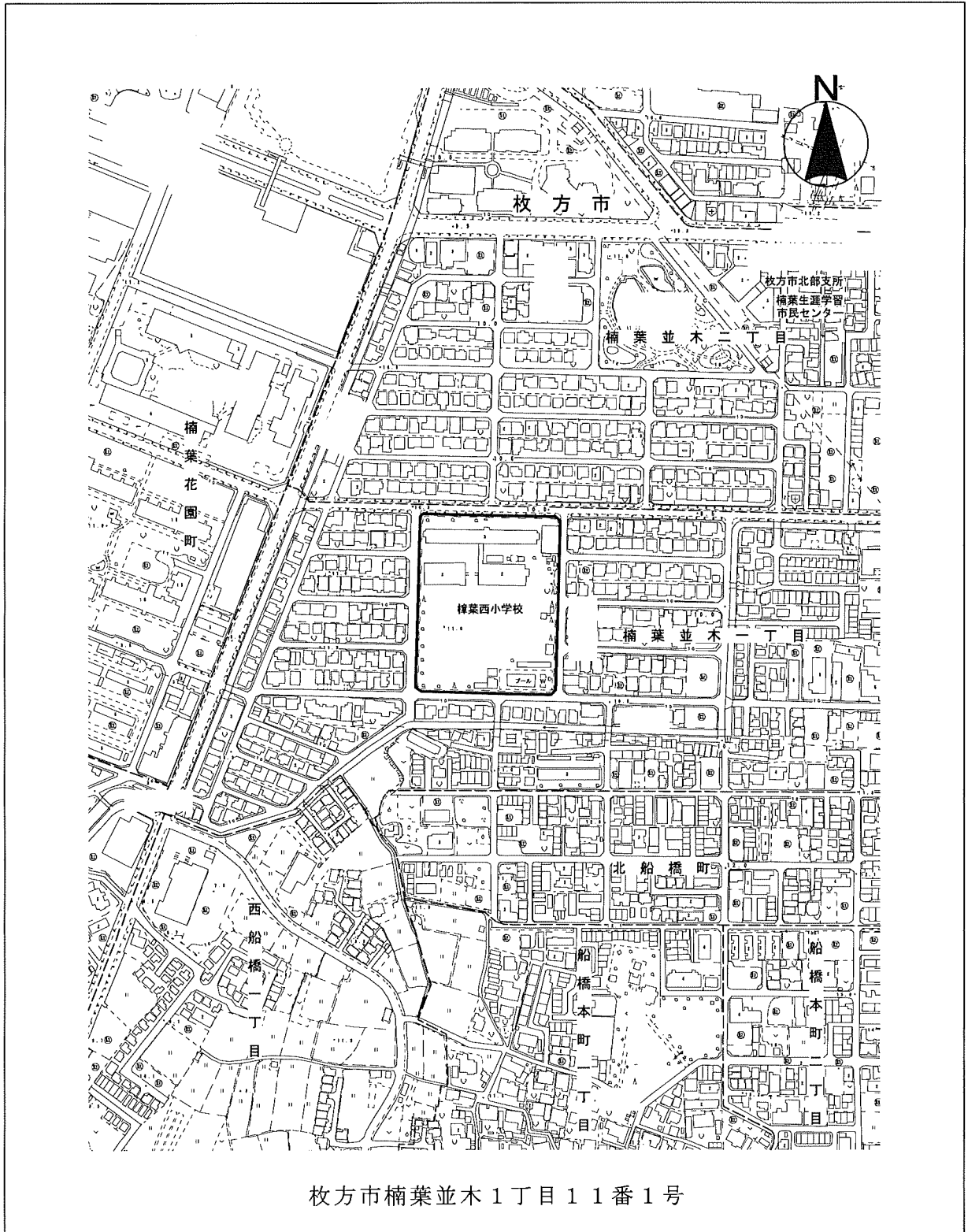
- ・給食調理場ドライ化改修工事
- ・仮配膳室改修工事
- ・上記に伴う電気設備工事一式、機械設備工事一式

6. 変更理由 当初設計では目視及び打診調査を行い、補修の数量を計上していましたが、着工後に外部足場を組み、改めて調査を行ったところ、新たにモルタル浮き、欠損等があり外壁補修数量が増加したこと、また外壁の撤去後に軒樋部分から漏水していることが判明し、補修が必要となったこと等から、契約金額の変更を行うものです。



# 工事場所位置図

工事件名 樟葉西小学校給食調理場改修工事



議案第136号

財産（施設ロビー等什器）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）3月21日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市駅前行政サービス再編に係る備品（ロビー・家具等） 一式
2. 契約先 枚方市村野本町19番8号  
株式会社ムラノ  
代表取締役 殿浦 啓維
3. 取得金額 金 20,735,000円
4. 用途 ロビー等に設置される什器
5. 目的 令和6年9月より供用開始予定の③街区の複合施設に設置する市駅前行政サービスフロア内ロビー等にて使用するため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品希望型）  
執行調書

名称	枚方市駅前行政サービス再編に係る備品購入(ロビー・家具等)				
落札者名	(株)ムラノ				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 20,735,000 円		(金 1,885,000 円)		
契約期間	自	本契約締結日	至	仕様書のとおり	
公告日	令和6年1月10日		入札日	令和6年2月15日 11時00分	
予定価格 (単位:円)	20,880,000				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株)ムラノ	18,850,000			落札
	(株)規文堂	23,720,000			

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

財産（教科書及び指導書）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）3月21日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市立小学校使用教科書及び指導書  
合計 教科書 8,560冊 デジタル教科書 100ライセンス  
指導書 6,015冊

内訳

- （その1）教科書5,275冊 指導書3,756冊  
（その2）教科書2,113冊 指導書1,529冊  
デジタル教科書100ライセンス  
（その3）教科書1,172冊 指導書 730冊

2. 契約先 （その1）枚方市岡本町6番1-103号  
株式会社 野村呼文堂  
代表取締役 野村 宜孝  
（その2）枚方市星丘2丁目3番25号  
アイアイ書店  
周防 太嘉子  
（その3）交野市倉治6丁目10番18号  
岡澤商店  
加地 順子

3. 取得金額 金 108,780,018 円  
内訳 (その1) 金64,693,427円  
(その2) 金32,296,385円  
(その3) 金11,790,206円
4. 用途 枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用
5. 目的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

教科書及び指導書の購入（その1）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
蹉跎小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
香里小学校	教科書	240冊
	指導書等一式	160冊
開成小学校	教科書	165冊
	指導書等一式	129冊
五常小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
春日小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
明倫小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
殿一小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
樟葉小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
山之上小学校	教科書	216冊
	指導書等一式	150冊
交北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
香陽小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
招提小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
小倉小学校	教科書	159冊
	指導書等一式	129冊
樟葉南小学校	教科書	160冊
	指導書等一式	128冊
磯島小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎西小学校	教科書	172冊
	指導書等一式	132冊
樟葉西小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊

施設名	取得物件	数量
西牧野小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎東小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
樟葉北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
船橋小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田東小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
平野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
東香里小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
伊加賀小学校	教科書	184冊
	指導書等一式	137冊
禁野小学校	教科書	209冊
	指導書等一式	203冊
第一中学校	教科書	48冊
第二中学校	教科書	48冊
第三中学校	教科書	48冊
第四中学校	教科書	48冊
枚方中学校	教科書	48冊
招提中学校	教科書	48冊
楠葉中学校	教科書	48冊
楠葉西中学校	教科書	48冊
山田中学校	教科書	48冊
渚西中学校	教科書	48冊
蹉跎中学校	教科書	48冊
招提北中学校	教科書	48冊
教育委員会事務局	教科書	96冊
	指導書等一式	62冊
総計	教科書	5,275冊
	指導書等一式	3,756冊

教科書及び指導書の購入（その2）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
枚方小学校	教科書	228冊
	指導書等一式	155冊
枚二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
桜丘小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
殿二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
牧野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
中宮小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
田口山小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
川越小学校	教科書	96冊
	指導書等一式	103冊
桜丘北小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	197冊
藤阪小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
西長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
中宮中学校	教科書	48冊
東香里中学校	教科書	48冊
桜丘中学校	教科書	48冊
長尾西中学校	教科書	48冊
枚方市立44小学校	デジタル教科書	88ライセンス
教育委員会事務局	デジタル教科書	12ライセンス
総計	教科書	2,113冊
	指導書等一式	1,529冊
	デジタル教科書	100ライセンス

教科書及び指導書の購入（その3）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
津田小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
菅原小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
氷室小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
津田南小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
菅原東小学校	教科書	287冊
	指導書等一式	178冊
津田中学校	教科書	48冊
長尾中学校	教科書	48冊
杉中学校	教科書	48冊
総計	教科書	1,172冊
	指導書等一式	730冊